

令和4年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和4年7月14日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第3庁舎15階第1会議室・第2会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 対馬部長

資産管理部契約課 大塚課長、川端担当課長、
和田調整係長、中村土木契約係長、
三平建築契約係長

【設計担当】

港湾局 川崎港管理センター整備課 今野課長、金城課長補佐、
柳原職員

まちづくり局 住宅政策部市営住宅建替推進課
清水課長、藤田担当係長、
松尾職員

上下水道局 下水道部下水道管路課 野村担当課長、秋永職員、
須藤職員

川崎区役所 道路公園センター整備課 山田職員、長谷川職員、
河原職員

まちづくり局 施設整備部機械設備担当 真鍋担当課長、佐藤担当係長、
志村職員

上下水道局 水管理センター水道施設管理課
篠田課長、山岸課長補佐、
関根職員

上下水道局 総務部管財課 春林担当係長

交通局 経理課契約担当 神宮司職員

病院局 総務部経営企画室 村木職員、石井職員

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの発注工事の抽出事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [令和4年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題(1)について]

- 「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和3年10月1日から令和4年3月31日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告
表示内容について説明
(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)
- 「令和3年度下半期指名停止等一覧」(資料3)について報告
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和3年度下半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

渡邊委員 資料3について、1番の案件の指名停止期間が1年と長期間であるのは、どのような理由があるのか。

事務局 指名停止期間については、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の別表1の8「契約不履行等に措置要件・期間」を定めており、期間は12ヶ月～36ヶ月以内で、内容によって定めた範囲内で期間を延ばしている。

工事の場合、一定金額以上で技術者を専任で配置するという条件を付している。本案件は、落札したにもかかわらず、配置予定技術者を確保しておらず、条件を満たすことができなかった。これが理由なく契約を締結しなかったことにあたるため、要綱に従い、この期間で定めた。

渡邊委員 一方で、極端に短い指名停止期間の案件もあるが、これも要綱どおりか確認で聞きたい。

事務局 要綱どおりである。

渡邊委員 3番目の納入された成果物の瑕疵とは、どのような瑕疵であるか。

事務局 設計業務委託の案件だが、設計に基づく工事を行う際に、その設計のミスが見つかり、施行した構造物にヒビ割れが発生した。結果、構造上不安定になり、補修の工事を行わなければならない状況となった。この瑕疵は委託業者には認めていただき、補修にかかる費用などは業者側で責任をもつこととなっている。

土屋委員 5番目の案件において、建設業法の違反行為とはどのようなものか。

事務局 工事請負業者である大和ハウスが、建設業法上の資格要件を満たさないものを技術者として配置しているといった違反行為を行ったもの。国土交通省から監督処分を受けたため、それに基づき川崎市としても指名停止処分を行った。

土屋委員 資料1について、250万円以下の案件が13件とあるがどのような案件か。

事務局 昼の張り替えなど軽易な案件であるが、資料がないため詳細については現状お答えできない。

250万円以下については、地方自治法施行令で一定金額以下の契約は随意契約ができるものと定められており、政令指定都市は250万円以下となっている。この基準を基に、川崎市契約規則及び軽易工事契約事務取扱規程で、1件250万円以下の工事は、各課が見積合わせにより契約できると定めており、契約課では基本的に契約執行していない。

井町委員長 発注工事の過去年度の件数はどのくらいか。

事務局 昨年令和3年度上半期の件数としては、497件である。さらに前々回の令和2年度下半期の件数としては、411件である。

井町委員長 過去年度の件数と比較すると、本年度の発注件数は少ないがこれに理由はあるのか。

事務局 今回の対象期間が10月から3月ということで、新年度の発注工事が主となる。予算の単年度主義という中、新年度予算執行からはじめると4、5月の月は発注が少ない状況となる。上半期の発注を増やしていくというところで進めているが、予算としてはなかなか大幅に増やすということは難しい。下半期を合わせた年間の件数としては、大きくは変わらないと考える。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題(2)について]

議題(2)の「令和3年10月1日から令和4年3月31日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「東扇島コンテナ関連施設整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「東扇島コンテナ関連施設整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 資料P30総合評価落札方式に関する評価調書(結果一覧)の入札参加者の価格以外の評価点において、総合評価点は市内・中小企業を守るために定めているのか。

事務局 市内・中小企業は入札参加資格の基本的な条件に設定されており、総合評価点は入札参加の条件としておらず、入札参加後、落札者の決定の際に基準とされる点数である。資料P25の入札参加者資格において、全ての構成員には市内・中小を定めていないが、構成員2、3の資格として市内中小という条件を付しており、共同企業体の構成員を組んで参

	加する際には一般的な案件といえる。
渡邊委員	失格基準価格の一般管理費が約4千万であり、設計金額では約8千万と半分近くに設定されているのはおかしくないか。
事務局	川崎市低入札価格取扱要綱第4条2項に記載のとおり、失格基準価格はそれぞれの費用に定められており、一般管理費においては49%の割合で設定している。国に準じているため、川崎市が特段小さい価格を設定しているわけではない。
土屋委員	3者JVということではあるが、重田造園・重田・大恵共同企業体をみるに、同じ親族間での構成員となっているようだが、制度としてどうなのか。
事務局	代表者が、親子関係などで資本関係のある共同企業体である場合であっても、制度上制限をかけているわけではない。共同企業体として入札に参加しても川崎市の審査項目には含んでいない。
渡邊委員	親族間であっても、法人としての扱いは独立しているのか。
事務局	独立した法人という認識で問題ない。
井町委員長	落札者決定日が9月であるのに、契約日が12月と3ヶ月の期間が空いているのはなぜか。
事務局	資料P36から37にかけての契約手続に関する項目において、市議会の議決を要するという要件が本工事に付されており、議決を得た後に本契約を締結する。落札決定後は仮契約書を交付している。議決までの期間を要するため、契約日までの日数が3ヶ月となっている。
	【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】
事務局	○一般競争入札の抽出事案「初山住宅新築第2号工事」の入札条件・落札結果等について説明 [一般競争入札の抽出事案「初山住宅新築第2号工事」の事務局の説明に対する質疑について]
渡邊委員	資料P73評価項目に対する配点及び自己採点表において、配点はどのように算定しているのか。
事務局	入札申込の段階で資料P72に該当する資料を提出していただき、施行した実績を確認して、配点の基準に該当する場合に点数が付けられる。企業の施行実績の項目では、本工事の参加資格を業種「建築」で発注された本市の建築工事において、過去3年間の平均点をだし、記載されている点数の範囲内で成績点をつけている。技術者の配点は平均点ではなく、実際に配置を予定している技術者の過去3年間で施行した工事成績評定点により配点される。この成績評定点に関しては、財政局内の検査課が最終的に検査をし、点数をつけている。
土屋委員	資料P64開札状況表において、1回目が不調となり、2回目の入札

でも辞退者が多いのは発注に問題があったのではないか。

設計担当

不調の原因は、事業者側の積算と、こちらが公表した積算とのすり合わせにより、事業者がこの金額であれば施工できるという金額で入札する中、事業者が積算を高めに設定していた結果ではないかと考える。また、再入札になった場合、各者に入札1回目の最低金額が示される。再入札においては、その金額を見た結果、応札してくれる事業者が減ってしまうことが多く、工事施工が可能かどうか判断するため、辞退者が多くなったと推測する。工事件数としてみると、今回のような事例は少ない。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局

○一般競争入札の抽出事案「六郷遮集幹線その3工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「六郷遮集幹線その3工事」の事務局の説明に対する質疑について]

井町委員長

資料P81入札参加資格において、経営事項審査の総合評定値1200点以上の点数がどういった基準なのかいまいち伝わりづらい。これはどのようなものか。

設計担当

国土交通省の基準を準用しており、最高値が2000点で最大手の業者がこの点数を持っている。ゼネコンなどの中小企業は900点などの点数が多いが、1200点はこの中間に位置する数値となる。特に重要な事業については、経営規模が大きく、安全管理に問題のない大手企業が求められるため、市内・中小を基準とする中でも競争入札において参加企業を制限したい理由から1200点以上にした。

土屋委員

防爆対策をした実績を有することを参加資格としているのはなぜか。

設計担当

本工事は臨海部に近く、千葉県から広がるガス田にあたる地域である。これにより、適切に対応できる企業が求められることから条件を付した。

渡邊委員

入札参加4者が、入札金額で低入札基準価格を下回っているのは担当課の積算に瑕疵があるのではないか。

設計担当

本工事のような案件は珍しくなく、積算も過去のを準用して作成しているため、瑕疵があるとは考えにくい。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局

○一般競争入札の抽出事案「市道扇町6号線道路冠水対策工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「市道扇町6号線道路冠水対策工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 資料P101入札参加資格において、ランク「B」で設定されているが、A～Dのような段階で設定されているのか。設定されているなら詳しく教えてほしい。

事務局 ランク付けは、川崎市の制度として評価項目を数値化したものであり、点数の高い順からA B C Dと業者を区分している。また、発注工事業種の予定価格に応じてランクを設定しており、予定価格4000万以上の本案件は、土木業種の区分において「B」となる。入札参加者は、「B」の等級が付された業者のみ参加できるということである。

土屋委員 工事内容について、
1点目に、既設の排水設備はいつ頃設置されたものか。
2点目に、本工事に該当する地域の冠水頻度はどれくらいか。

設計担当 1点目の既設の排水設備の整備年度だが、把握できていない。定期的に改修工事を行っており、各工事で整備年度を記録しているわけではない。

2点目の冠水頻度であるが、これは短時間強雨の場合に発生するものであり、定期的に発生するものではない。20分近く降る場合には発生しているがばらつきがあり、明確なお答えができない。

土屋委員 資料P103開札状況表について入札参加者のうち、6者辞退、1者不参となっており、ほかの参加者も予定価格を超えているが、なぜこのように予定価格より高くなっているのか。辞退者が多い理由と合わせて説明がほしい。

事務局 資料P102の図より、入口が1ヶ所かつ工事箇所幅が狭く、大型車の通行が制限される。また、車道地下に排水管を設置するため、交通規制が必要となり、工場地帯による大型車の24時間通行に対する措置も求められる非常に施行難易度の高い現場である。こうした理由から、掘削した後の仮設等も業者側に任せるため、費用が通常より高く見積られたと推測する。

辞退者が多い理由として、資料P101記載のとおり契約日が3月となっている。土木工事に限らず年度末工事は多いが、現場の管理を行う現場代理人の常駐は必要条件となり、ほかの工事を担当する現場代理人では担当できないため、人員配置ができず辞退したと推測する。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「麻生老人福祉センター給湯設備改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「麻生老人福祉センター給湯設備改修工事」]

の事務局の説明に対する質疑について]

井町委員長 給湯設備改修工事とはどのようなものか。工事概要の説明を具体的に。

設計担当 資料P 1 2 0 工事概要に写真を掲載しており、改修前の真空式は都市ガスによる燃焼を利用して温水を作る機械である。改修後はマルチ設置型というものであり、よりシンプルで改修や補修が容易なシステムへの変更が目的となる。麻生老人福祉センターにおいて、複数のシステム不具合が報告され、修繕が効かなくなった際に改修依頼がきたため、この状況に応じた形となる。

井町委員長 改修工事が進んでいるということで、こういった工事は全て改修するのか。

設計担当 ケースバイケースであり、今回の案件が全改修ということで、状況によっては部分改修で対応する。

土屋委員 資料P 1 2 1 開札状況表において、落札状況をみると入札参加者7者が辞退しているが、前川設備工業所だけ極端に安く札入れをしている。この理由を知りたい。

設計担当 推察になるが、この業者がほかの下請けに仕事を回すため、下請けに委託する金額が低く見積もられているのではないかと推察する。あるいは、小規模の会社なので社長が自ら現場にでることで、人件費がほかの業者よりも低く見積もられている可能性もある。実際に具体的な内訳書の金額を見ているわけではないので、推察というお答えになる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「令和3年度 長沢浄水場 薬品注入設備修理工事」の入札条件・落札結果等について説明

[随意契約の抽出事案「令和3年度 長沢浄水場 薬品注入設備修理工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 資料P 1 3 1 開札状況表において、入札金額がかなり低く、予定価格の55%程度となっているが、川崎市の積算と業者側の積算は見積もりが正しく行われているのか。

設計担当 業者側に事前に見積もりをもらっているため、相違はないと考える。水道工事標準積算基準書に則り計算しているため、諸経費の点で差が生じたと推測する。

渡邊委員 これまでの随意契約でも同じように積算していたのか。

設計担当 同じである。

土屋委員 業者側の不都合などにより工事が中止になることで、契約が履行されないことに関して、可能性の話ではあるが、契約が打ち切りになるので

ないか。

設計担当 過去の事例には、改修が必要な工事において、事業の継承という形で他の業者に引き継がれたことがある。契約自体がなくなることはおそらくは考えにくい。引き継がれた事業は専門的なものになるため、修理という形での工事発注はできないので、改良という形で契約を更新し、引き継いでもらうことが必要と推察する。

土屋委員 事業継承などがうまくいかず、潰れてしまうような業者はいる可能性はある。長期間契約を結ぶ際に、経営リスクを含めた上で契約を結んでいるということによろしいか。

事務局 そうである。当初契約の新築工事はかなり大規模であり、長期間の契約を見越して施行実績などを確認している。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和3年10月1日から令和3年3月31日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 [議題(3)その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、次回渡邊委員が抽出担当となる予定である旨を確認。

○令和4年度前期の委員会の開催日について

令和4年11月24日(木)14時から委員会を開催することについて了承された。

[閉会]

井町委員長 それでは、これで令和4年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。